

## 大鳴門橋架橋記念館（EDDY）改修基本計画策定業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務の概要

#### （1）業務名

大鳴門橋架橋記念館（EDDY）改修基本計画策定業務

#### （2）業務の目的

大鳴門橋架橋記念館（EDDY）は、1985年4月に開館し、大鳴門橋架橋の意義を後世に伝えるとともに、鳴門公園地区の優れた自然の理解と、あわせて徳島県の自然、歴史、民俗、産業等の紹介を行うため、様々な展示を行う施設である。

現在、令和9年度の完成を目指し、兵庫県とともに整備を進めている「大鳴門橋自転車道」が開通した際には、鳴門公園及び周辺地域において、利用者の増加が見込まれるサイクリストへのきめ細やかなサービスに加え、一般観光客のレンタサイクルや周遊観光の需要に応えるため、本施設を核としたサイクルステーション・観光案内の機能強化等により、自転車道開通効果の最大化に取り組む必要がある。

また、開館から40年が過ぎ、EDDY内で行われている個々の展示について、老朽化や陳腐化が見られている状況にあり、この機会に効率的・効果的な展示内容や、展示手法への見直しを行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、EDDYの具体的な整備内容等について、改修基本計画として取りまとめることを本業務の目的とする。

#### （3）業務内容

別添「大鳴門橋架橋記念館（EDDY）改修基本計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### （4）委託期間

契約締結日から令和8年10月15日まで

### 2 委託上限額

4,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 委託契約の方法

#### （1）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### （2）契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

（3）本業務については、令和7年度予算の繰越承認が得られた日以降に契約を締結することとし、繰越承認が得られなかったときは、本業務を実施しない。

### 4 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当

する者ではないこと。

- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 徳島県が定める物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による資格の審査により資格を有すると認められた者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け 2 年を経過した者。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

## 5 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号） 1 部
- イ 企画提案書（様式第 2 号） 6 部  
※別紙書類の書式については任意とする。
- ウ 見積書 6 部  
※委託業務に係る消費税額は 10% とする。  
詳細の金額内訳が分かるよう、記載を行うこと。
- エ その他の添付書類
  - ・過去の実績（基本構想・基本計画等策定業務経験の有無）  
※提出部数は 6 部とし、様式については任意とする。

- ・ 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）。法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部
- ・ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

（2）提出期限

- ア 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
- イ、ウ、エ 令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。  
※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）に提出すること。  
※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

（4）提出先及び問合せ先

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課にぎわいづくり担当  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
電子メール nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp  
電話：088-621-2146 ファクシミリ：088-621-2837

## 6 提案者の選定

（1）選定委員会の設置

徳島県観光スポーツ文化部内に設置する選定委員会において、（2）の評価基準により総合的に評価し、総合点が最も高い参加者を委託候補者に選定する（参加者による企画提案のプレゼンテーションを実施する場合がある）。

なお、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。また、審査の結果、適切な事業者がいない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

プレゼンテーションを実施する場合は、以下により行う。

- ア プrezentation実施日  
令和8年3月上旬頃を予定（時間は別途通知）
- イ プrezentationの所要時間  
1者あたり25分以内を予定（説明15分以内、質疑10分以内、変更の場合あり）
- ウ 注意事項
  - 各応募者のプレゼンテーション開始時刻は及び実施場所は後日通知する。  
なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
  - プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名をプレゼンテーション実施の2日前までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
  - やむを得ない場合を除き、プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、評価対象としない。
  - 選定委員会は非公開とする。
  - プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
  - モニターを使用した資料がある場合については、説明時間15分の中で会場に用意したモニターに映し出し説明することは可能とする。その場合、映像を

再生するためのパソコンは持参すること。

- ・提案者の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

#### (2) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

評価の項目	評価の視点	配点
企画提案	業務全体の実施方針	・本業務の目的、内容を理解し、業務に取り組む方針や考え方が具体的かつ的確であるか。
	施設整備計画	・サイクルステーションの機能強化を図るための、具体的な検討がされているか。 ・情報発信の強化、魅力向上を図るための具体的な検討がされているか。 ・既存展示の見直しにあたり、具体的な検討がされているか。
	経済的・社会的効果	・適切な方法で推計し、専門的な知見を生かした分析手法の検討ができているか。
	概算事業費算定と事業手法及び管理運営手法	・算定手法や方法が社会情勢を踏まえた適切なものとなっているか。 ・施設改修や管理運営の検討方針が適切か。 ・事業手法及び工程について、現実的かつ効率的・効果的な検討がされているか。
	実施体制・スケジュール	・業務の実施体制や進め方、工程は効率的で実現性があるか。
見積金額	・予算内での効果的かつ効率的な提案がなされ、提案内容と整合性が図られているか。	10
業務実績	・過去10年間に観光分野をはじめとした施設の基本構想や基本計画の策定に関する業務の受注実績があるか。	10

#### (3) 選定結果

- ア 提出書類を提出した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。
- イ 選定等に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

#### (4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

## 7 提出書類等に係る質疑

### (1) 質問の受付期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、5（4）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

### (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続に関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

### (4) 質問に関する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、徳島県のホームページに掲載する。

## 8 日程

令和8年1月30日（金） 募集開始

令和8年2月20日（金） 参加申込書、質問書の提出締切り

令和8年2月27日（金） 企画提案書、見積書、その他の添付書類の提出締切り

令和8年3月上旬 選定委員会、プレゼンテーションの開催

令和8年3月中旬 選定結果通知、契約締結

## 9 契約に関する事項について

（1）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある事に加え、選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。

（2）協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

（3）受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 10 その他の留意事項について

（1）企画提案書は1者1提案までとする。

（2）企画提案はA4、11ポイント以上で作成し、説明資料を含むものとし、合わせて30ページ以内とする。

（3）企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。

（4）提出された書類は返却しない。

（5）提出された書類は、当該事業者に無断で二次的な使用は行わない。

（6）提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。

（7）この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。